第７回大阪府環境審議会新環境総合計画部会の概要

と　き：平成13年6月11日（月）10：00～12：00
ところ：プリムローズ大阪2階「鳳凰東の間」

《議　　事》

|  |  |
| --- | --- |
| ○ | **新しい環境総合計画策定にあたっての基本的な考え方(報告)(案)について** |
| … | 第15回環境審議会において報告した｢中間報告｣を、第6回部会における議論を踏まえ修正・追記したものを事務局から説明。 |
| ⇒ | ・この報告(案)について、部会報告として6月27日の環境審議会に報告することとなった。 |
|  | ・なお、この報告(案)の修正については、部会長一任となった。 |

**（主な質疑応答）**

|  |  |
| --- | --- |
| 委　員 | 　P2の下線部に｢持続的発展が可能な元気な都市｣とあるのですが、この｢元気｣とはどういう意味でしょうか。｢元気｣という言葉は、取り様によっては非常に誤解を生じますので、どういう意味で加筆されたのかお教えいただきたい。 |
| 事務局 | 　P9をご覧ください。この報告書では施策の基本方向の一つとして｢循環｣をあげており、その意味合いは、「持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現」となっております。説明では、｢(企業などで広がる環境配慮の動きは、)持続的発展を視野に入れた環境配慮であり、経済社会システムを変革し、活性化していく大きな推進力になる可能性を示している。｣となっております。つまり循環型社会の構築していくことが社会を活性化するということで「元気」という言葉を加筆いたしました。 |
| 委　員 | 　それは後の方の説明(P9)ではわかりますが、経済的発展だけで元気になるというのが、今まで非常に問題になってきたところであり、むしろ、ここのところは、｢健康｣あるいは｢安心・安全｣という都市の再生でなければならないのではないか。 |
| 事務局 | 　ご指摘のとおり、｢元気｣には｢健康｣というよう内容が含まれております。 |
| 委　員 | 　経済的活性だけでは、結局、昔と同じこと。今、問題となっているのは、｢安心｣とか｢安全｣とかいうことではないのか。後ろの方(P9)で｢元気な｣という説明があるので理解できるかもしれないが…。 |
| 部会長 | 　確かに、初めてこの言葉を使いますので、何か適当な言葉が必要ではないか。何かいい言葉がありましたら、ご指摘ください。 |
| 委　員 | 　別に｢元気｣でなくていいのではないか。例えば、｢安心な都市をつくる｣とか、「安全な都市をつくる」とか、｢健康な都市をつくる｣あるいは｢健康で安心・安全な都市を再生する｣など、いろんな言い方があると思います。固執はしませんが、気持ちとしてはそういうニュアンスだと思います。 |
| 部会長 | 　P9を見ればわかるというのはありますが、確かにP２の方はいきなり書いているような印象を受けます。 |
| 委　員 | 何か説明のようなものがあれば結構だと思います。 |
| 委　員 | 　この前も同じような話で、｢環境倫理｣とは何かという議論があったと思います。そのときは、言葉の前に環境倫理の説明があったので、カギ括弧をつけて定義したはず。｢元気｣という言葉が多様な意味に解釈できるのなら、そのときと同じくある程度の定義づけを行えばいいのではないか。　ついでに言えば、P４の７行目に出てくる環境倫理には、カギ括弧がついていないので、付けといてください。 |
| 委　員 | 　もう１点あります。P21の｢②環境教育・学習の推進｣のところですが、ここは大問題だと思っています。3行目に｢子どもから高齢者まで、あらゆる世代が楽しみながら環境について学び、｣と書いていますが、一番大事なことは今の教育というところまで触れなければならず、これをどういうふうに取り扱うかという点です。これは教育委員会にも関係することと思いますが、若い世代の｢理科嫌い｣｢理科離れ｣が進む間は、環境教育を後でしたところで意味がない。こういう教育の根本に関わる問題をここで触れておくべきではないか。別に、絶対書いてほしいということではないが、こういう報告では、よく「環境教育を進めなあかん」「子どもたちを自然に触れさせなあかん」とありますが、基本的な理解を子どもたちに与えないと、後でいくら環境教育をしたって意味がないというところをもっと切り込んでいく必要があると思う。教育の問題をこんな簡単に済ますべきではないと思う。 |
| 部会長 | 　これは根本に関わる問題ですので、他の皆様の意見をちょうだいしたい。 |
| 委　員 | 　子どもの頃からきちっとした環境教育をすることは大切ですが、その環境教育の中で大事なことは、まず付き合う相手である自然の現象をしっかりと理解させるということです。ですから、環境教育の大事な部分のほとんどが理科教育ということになります。記述では、「高齢者まで」とあるため、近藤委員が「後でやっても意味がない」とおっしゃっていたかもしれないが、近藤委員の指摘のとおり、理科嫌いの子どもをつくっておいて後から環境教育をしても意味がなく、その辺はしっかりとするということが含まれているはずという理解をしています。環境教育においては、各段階に応じた学習の方法、内容を実践することとなっているからこういう書き方になっており、ここではそういったことはないと思いますので、これでいいのではないか。 |
| 委　員 | 　アンケートによりますと、高校生までに70％の子どもたちが理解離れを起こすという現実があります。そういうことから考えますと、科学的理解水準を教育的に高めていくことは大変な大事なことと言えるのではないかと考えております。そういうことによって知的社会というものをつくっていく、それが結果的には環境に対する理解を深めていくということにつながるのではないか。そういう意味で、幼児から環境に親しむことは大切。数学、物理、化学、生物というのを基本的にきちっと教育していく、それを通じて、また、そういう基本的な知識があってはじめて、環境問題や化学物質ということに関しても理解ができるようになるのではないかと思います。ですから、各段階での環境教育と両方やっていかなければならないと思っています。 |
| 委　員 | 　そのご意見を取り入れるとするならば、｢あらゆる世代が楽しみながら、かつ科学的に環境について学ぶ｣というような修正はどうでしょうか。 |
| 委　員 | 　両委員がご指摘になったことは、環境問題など人間の生活によって生じる様々な問題の背景に、「人間」とか｢生きる｣とか｢自然｣、｢幸福｣といった哲学的な命題・課題があって、それを21世紀は考え直さないといけないということではないか。そういった中で、自然についてどう教育していくか、環境についてどう教育していくかということをうまく表現できたらいいのだが…。 |
| 委　員 | 　確かに、理科離れというのはあるが、最初は｢楽しむ｣というところから入り、そして身近なものとして捉えて、さらに高度な知的なところに掘り下げていく、その背景として、先日、お送りいただいた「環境総合学習プログラム集」のようなプロジェクトがあるという理解をしているので、この表現でもいいと思っていました。｢科学的な｣という表現を入れるか入れないかについては、入れるということであれば入れても構わないと思う。 |
| 部会長 | 　この件について、事務局から何かありますか。 |
| 事務局 | 　｢科学的な｣という表現を入れるような修正案もあると思っております。 |
| 部会長 | 　この項の表現については、私どもの方で考えさせていただきます。それでは、他のご意見をお願いします。 |
| 委　員 | 　｢既存施設を活用しながら、環境教育・学習の拠点施設を整備し、｣(P21)というところに関連しますが、先日、前回お聞きした環境科学センター構想がボツになり、また、もう一つ気になったのが、消費生活センターを民営化していくことになったとの記事を新聞で見ました。これは事実なのか説明いただきたい。と言いますのは、今後、府民の生活様式の変革、価値観の転換という大事業があるわけですから、そのための啓発あるいは教育・学習というのは最重要な政策の一つだと思っています。そのための場として、こうした施設を、もっと有効に、あるいは積極的に活用していく方向というのが、新聞記事を見た感じでは、逆行しているような印象が強いので、その辺を確認させていただきたい。 |
| 事務局 | 　大阪府では、現在、未曾有の財政危機の中にあり、新行財政計画を検討中であります。この7月にも素案を公表し、府民意見を聞くこととなっていますが、環境科学センターについては、こういう状況の中で、建物を建てるということは非常に難しいと考えております。ただ、環境科学センターの中で実現すべき機能として、環境教育・学習の支援とか拠点づくり、報告の中にも記載されています循環型社会の構築に向けての様々な機能、あるいは有害化学物質に対する府民の様々なニーズに対して適切に対応していくための機能については、是非とも実現してまいりたいと考えております。現時点では、ハコ物の整備は断念せざるを得ませんが、実現すべき機能については、そういったハコ物がなくても、既存施設等を活用して実現してまいりたいと考えております。 |
| 委　員 | 　この計画の中では、意識変革というのが大きな柱の一つでもあります。今後の府民の生活様式を変革していくには、府民にとって、コンシューマー(消費者)としての生活様式の変換が必要。戦後半世紀以上が経った中で、高度成長期の消費者に対する啓発や教育という役割は、確かに一つの時代を経たのだろうと思いますが、21世紀においては、さらなる科学技術の進歩や高度情報社会の進展の中で、府民を取り巻く消費者問題はさらに高度化していくことが予想されますので、省資源・省エネルギーのライフスタイルを獲得するために、こういったコンシューマー教育、環境教育の機会や場はできるだけ多く確保する必要があると考えています。消費生活センターも含めて、既存施設の活用を出来るだけ多くやっていただきたい。説明を聞いて少しは安心しました。 |
| 事務局 | 　補足ですが、先程説明しました環境科学センターのことや消費生活センターの民営化の件については、あくまで案であり、これがどういう結論になるかは今後の議論によるものであります。いずれにしても、私どもとしましては、今後必要な機能をどれだけ効率的に確保できるか、また、そういう場合にどういう形態が一番適切なのかということを、今日的な視点から見直して結論を得てまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いします。 |
| 委　員 | 　今のお話を伺っていて、強調するところは、もう少し強調してもいいのかなと感じたところがありましたので申し上げます。　P28の｢2.各主体の責務と役割　(5)大阪府｣のところで、｢国の制度改革｣ということが出てくるのですが、通り一遍の言い方なので、少し心もとない気がします。例えば、先般、施行されました家電リサイクル法や容器包装リサイクル法の欠陥が今後いろいろ出てくる場合も考えられますので、単に制度と言うだけでなく、｢法の見直しを求めることも含めて｣といったことを入れられないでしょうか。 |
| 部会長 | 　そこまで区別して考えるかどうかということは議論がいると思いますが、法も含めて制度であると見ているので…。事務局、何か意見はないですか。 |
| 事務局 | 　法制度の改正にあたっては、これまでから国への要望活動等を行っており、制度の改正という中に含めてもいいのかなと思っています。 |
| 委　員 | 　この計画は、25年先を見通した長期計画なので、その間には、いろんな制度や法律の改正も考えられます。そうした中で、将来にわたってもこの提言が生きてくるよう、計画の実施状況や評価点検について、何年かに1回は行うということを入れた方が、審議会として言いっ放しにはならないと思います。 |
| 部会長 | 　この報告では、場合によっては計画自体を見直す、あるいは条例の整備も視野に入れるとなっています。 |
| 委　員 | 　今のご指摘は重要。本計画については、理念としては十分であるとは思うが、これが本当に実現するのかどうか、その辺の担保が問われるところであります。そういう意味では、P24｢2.計画推進の方策　(1)計画の進行・管理点検システム｣の最後の文章で、PDCAサイクルでちゃんとチェックすると書いており、絵に描いた餅にはならないと思いますが、ただ書き方｢導入を図っていく｣となっており、少し表現が弱い気がします。　また、｢Ⅵ.各主体の取り組み方向｣において、計画を実現するための各主体の役割分担を明確にしていますが、さらに最後のところで、もう一度、計画の基本理念を是非とも実現すると言う方向に向けて、進行管理とチェック体制のことについて、何か覚悟のようなことを書いてはどうか。 |
| 部会長 | 　いわば｢結び｣ということですか。それと、先程の｢制度｣の件ですが、｢法制度｣という言葉もありますし、このままでいいのかなと思っていますが、いかがでしょうか。 |
| 委　員 | 　P26以降の各主体の役割と責務のところですが、この中には｢学｣という部分が抜けています。P21でも｢産学官と民間団体との連携｣と書いており、｢学｣の役割を入れた方がいいのかなと思いました。 |
| 部会長 | 　他の委員の皆様はいかがでしょうか。私としては｢学｣というのは当然係わっているものと理解しております。また、｢学｣というのが、ここにある各主体と同じレベルのものか判断しづらい。どちらかと言うと｢府民｣に含まれるのかなという印象を持っています。 |
| 委　員 | 　府民、事業者、行政の中で学問をしている人はいるわけで、｢学｣というと少しカテゴリーが違うように感じます。　ついでに、他のところで気になったところがあったので申し上げますと、P27の｢(2)事業者｣の2行目、新たにアンダーラインを引いたところで、｢循環型社会の構築についても｣とありますが、この｢も｣はどういう意味があるのでしょうか。 |
| 部会長 | 　とりましょうか。 |
| 委　員 | 　この報告では、カタカナの専門用語が多く使われていますが、府民に理解されやすいよう説明をつけておいた方がいいものが見受けられます。列挙すると、まず、前段に説明がありますが、P2｢パラダイムシフト｣。パラダイムシフトという言葉自体は広範な意味があります。次に、前段に説明がありますが、P9｢ゼロエミッション｣。P15｢サーベイランスシステム｣については、これはこれでいいのかな…。あとは、P16の｢ビオト－プ・ネットワーク｣、P17の｢ミティゲーション｣、P22の｢レスポンシブル・ケア｣、P24の｢PDCAサイクル｣、P25の｢環境マネジメントシステム｣これについては、かなり一般化しているので、いいのかもしれません。 |
| 部会長 | 　文面の最終チェックの時に、再度見直すこととします。 |
| 委　員 | 　ついでに申し上げると、P14のPRTR法にかかる記述のところで、MSDSについてあわせて説明する必要はないのかなと思いました。 |
| 委　員 | 　P26｢2.各主体の役割と責務　(1)府民｣のところで、生活価値観の変革とか意識の改革ということを、ここでも強調しておくことが重要。そういうものが基本にあって、ライフスタイルの変革や環境活動の実践につながっていくのではないか。他の主体の記述では、一人ひとりの意識の改革が書かれていますが、｢府民｣のところは、ライフスタイルの変革や活動への参加といった実践的なことが強調されています。具体性はありますが、その前提として、自然との共生といった生活者としての生活価値観を意識改革するというところが、まず強調されるべきではないのかというふうに感じました。　また、最初の方に議論がありました環境教育について、｢子どもから高齢者まで、あらゆる世代が…｣というふうにすべての世代が一つにまとめられていますが、基礎教育を終えた世代と現在学校教育を受けている子どもたちとは分けて考えてはどうかと思いました。 |
| 委　員 | 　環境教育については、文部科学省あるいはカリキュラムにかかるものかもしれませんが、これが学校の中に堂々と入り、一つの教科書と同じような市民権をどうしたら持てるか、そういう意識改革、制度改革があればいいなと思います。 |
| 部会長 | 　専門用語に関しては、これを読む方がいわゆるプロの方だと言う認識でしたので、これでいいのかなと思っていましたが、先程のご意見を踏まえて、附録をつけるなり、本文中で注釈を設けるなどを考えさせていただきます。何かありませんか。 |
| 委　員 | 　子どもたちへの教育はとても重要なことですが、その前に、自然に親しむ環境が創出されていることが大切なことだと思っています。今は、親水性の空間はどんどん減っていますが、昔は、魚を釣ったり、虫を捕ったりする中で自然の大切さを理解していました。そういう意味では、P16の｢(3)共生・魅力｣の説明文で、具体的に府民、事業者、民間団体、行政などの協働による自然に親しむ環境づくりということが書かれていますが、大阪では高齢化で休耕田が増えている現実がありますので、そこに、農業生産者の協力を得ることによって休耕田の活用を図るといったことが書けないか。　また、P21｢④環境監視・調査・研究｣のところで、｢国等の試験研究機関においては環境に関する機能の一層の充実を図り、産学官や民間団体の連携による共同研究や技術開発を進めることが必要である。｣とあるが、これだけ見ると、主体が今ひとつはっきりしておらず、府は何をするのかという印象を受けます。　もう1点。P13｢②廃棄物の適正処理｣のところで、不適正処理の処理の講があるが、現状では、何か不正業者のやり得という印象があり、もう少し踏み込んで書くことができないか。早い時期に不適正処理の問題に対処できるよう、例えば、司法との連携等の行動提起ができないかという思いはあります。 |
| 委　員 | 　ちょっとお尋ねしますが、試験研究機関の記述のところで、｢国等の試験研究機関｣とあります。この｢国等の｣というのは、最初は付いてなかったと思いますが、後で付けられたのですか。この制限された理由は何かあるのですか。 |
| 事務局 | 　ご指摘のとおり、最初は「国等の」は付いていませんでしたが、どこが率先して試験研究をするべきかということをはっきりさせるため、「国等の」という言葉を加筆しました。もちろん府も意識しております。 |
| 委　員 | 　｢国等の｣が入ったことで、逆に府の存在が弱まったイメージを受けましたが、その辺はどうお考えでしょう。 |
| 事務局 | 　例えば｢公的な試験研究機関｣という言い方もあるのかなと思いましたが…。 |
| 委　員 | 　先程、各主体の役割と責務の中に、｢学｣を含められないかというご意見があった時、カテゴリーの問題で取り立ててその項をおくというのは少し違う気がしておりましたが、その代わりにここで記述しているというふうに整理しておりました。そういう点から見れば、ここの表現は大変重要だと思いましたので、少し申し上げました。 |
| 部会長 | 　｢公的な｣というのはいかがですか。 |
| 委　員 | 　何もつけなくてもいいのではないかとも思います。　先程の休耕田の話に関して、大阪の都市域の緑地は非常に少ないのですが、そういったところは、防災拠点としてや人々の交流の場、癒しの場としても活用できます。また、そこを原点にみどりが広がることも考えられますので、そういうものを｢ポケット公園｣として残してほしいと思います。 |
| 部会長 | 　休耕田あるいは｢ポケット公園｣ということについては、例示の一つとしてあげることが出来れば、そうさせていただきます。また、これまで頂戴した意見の中には、むしろ具体的な施策をつくる段階で行政側に頭に入れておいていただくものあると思いますので、よろしくお願いします。　他に、ご意見ありませんか。 |
| 委　員 | 　｢学｣に属する一員として一言いわせてください。学術団体として学会があるわけですが、環境を良くするための種々の研究をされているわけで、その分の記述はP21の「産学官の連携…」に書かれています。一方、学会は、社団法人等の公益法人になっている場合が多い。特に、環境関係の学会は、意識的に、また、積極的に取り組んでいるところが多く、市民対象に啓発活動を活発に行っているような事例もあります。そういった意味から、P27の｢(3)民間団体｣の記述で、｢このような民間団体だけでなく、消費者団体、労働組合、事業者団体など…｣と団体が列挙されているところがありますが、この後に、学術団体を加えて、「…学術団体など幅広くかつ多くの民間団体が…」としていただければと思います。ここで、学術団体が啓発活動のようなものをし、先に述べたところで、学術的技術的に環境問題に取り組むと姿勢を示すと言うのはいかがでしょうか。 |
| 部会長 | 　それでは、そのように修正させていただきます。他に何かありますか。 |
| 委　員 | 　言葉の使い方でよくわからないところがあるのですが…。今回、｢環境配慮規範｣を入れるために、いろいろな言葉を使い分けてきましたが、P5の｢④参加｣の説明のところで、下線を引いた｢環境配慮を内在化させた｣という部分に修正されています。その｢内在化｣という言葉にちょっと抵抗があります。規範という言葉が抜けたために｢内在化｣となったと思いますが、こういうところでは｢内在｣という言葉より、むしろ元の｢基本｣とか｢基づいた｣という方がわかりやすいのではないか。 |
| 部会長 | 　｢規範｣という言葉が、人としてなすべきことというぐらいの意味であればいいのですが、そうでなくてということになれば、特に法律を専門とされる方には、誤解を招くということでこういう形になったのですが…。　　　　　何かもっといい言葉がありますか。 |
| 委　員 | 　｢内在化｣というと、意味はわかるのですが、あまりにも消極的な感じがするので、法律用語とは別に一般的な用語として、｢基づいた｣とか｢基本｣とか｢含む｣とかいう言葉の方がいいのではありませんか。 |
| 部会長 | 　本日いただいたご意見を踏まえて、報告書の案を修正させていただきます。その修正については、基本的に私に一任いただき、もし私の手に終えない事項が出てきましたら、そのときは皆様のご意見を伺うこととします。そして、その修正した案については、来る6月27日の環境審議会に報告するということにさせていただきます。　環境審議会の際には、基本的に他の委員からの質問に対しては部会委員で対応することとし、専門委員の皆様にもご出席いただきますようお願いします。委員の皆様には、これまで熱心なご審議をいただき、ありがとうございました。 |